

鴨川

暑中お見舞い
申し上げます

地球環境問題

坂元和夫

地球環境の汚染と破壊

冷戦が終わり、これに代わって地球規模の環境戦争の時代に入りました。

毎日、工場や家庭や自動車から沢山の炭酸ガスが大気中へ放出されています。

その一方で、炭酸ガスを吸収し酸素を吐き出す植物とくに熱帯雨林は、伐採や焼き畑のため減少の一途を辿っています。その結果、炭酸ガスが地球の上空をおおい、温室効果により地球の温暖化が着実に進み、海の水位上昇によって世界の多くの陸地が水没するだろうと言われています。

また、世界の各地で緑地がどんどん砂漠化し、毎年、

九州に匹敵する面積の緑地が次々と砂漠になっているといわれます。

排気ガスによる酸性雨も森林に大きな被害を与えるようになりました。ドイツの有名なシュバルツヴァルトの森も、やがては見る影もなくなるでしょう。

クーラーや冷蔵庫の冷媒であり、工業用洗浄剤でもあるフロンガスは、オゾン層を破壊し、太陽の紫外線が人間の肌を直射して皮膚ガンを増加させています。

放射性廃棄物は勿論、日々膨大な量が排出される産業・生活廃棄物も、ゴミ公害として、環境悪化の原因となっています。

長年にわたって、人類を

育ててきた母なる大地が、人類の飽くことなき欲望の結果である老廃物のために病み衰え、このままでは、人類は、いずれ滅亡の危機に直面することが誰の目にも明らかになりました。

地球サミットの開催

本年六月に国連環境開発会議（地球サミット）がブラジルで開かれました。一

七二カ国の代表と多数の非政府組織（NGO）の参加のもとに地球環境保護問題を討議したこの会議の意義はきわめて大きいものがあります。ここで採択された

「アジェンダ21」（二一世紀環境行動計画）は、病める地球を救うための処方箋というべきもので、地球環境の保全に必要な行動が網羅されています。全世界が心を一つにして実行に当たることが期待されます。

しかし、地球サミットの内幕は、環境保護の熱意と赤裸々な国益の主張が入り

交じる政治の場であったようです。とくに、北（先進国）と南（途上国）の対立が目立ちました。北は、自然環境の多く残っている南

に対して、これを保全すべきだと要求する一方、産業の発展の阻害となる各種の規制には抵抗の姿勢を示しました。南は、北が工業化による自らの環境破壊を放置しておいて、南が生活の維持向上のための開発を行うことに対しとやかく言う権利はない、もし、開発を控えるというのなら、貧困対策のための経済援助をすべきだと主張しました。

南の国々の貧困の最大の原因は、爆発的な人口増加です。当然のことながら、北は、南に対して人口抑制を求めています。カトリックの総本山バチカンが宗教上の理由から避妊に反対しているほか、世界の女性で作る団体も、産児制限が女性の生む生まないの選択の自由を奪うものとして異議

を唱えるなど、問題は複雑です。

ライフスタイルの転換

地球環境の保全は、本当は、地球に住む人類一人一人の意識改革がなければできないと思われまふ。日々のあらゆる生活場面で、自分の何気ない行為が環境にいかにも悪影響を与えているかを自覚することから始めなければなりません。夏は冷房、冬は暖房の快適な生活、自動車も電気自動車も次々と買い換え、ブランド商品に飛びつき、レジャーにうつを抜かず生活様式を変えることです。まず、人々がそれぞれの立場でライフスタイルを変えることが経済優先の世の中の仕組みの転換を迫り、公害問題の解決につながるのです。

現在に生きる私達は、先人から受け継いだ遺産である美しい地球環境を次の世代へ損なうことなく受け渡していきたいと思います。

当番弁護士制度と人権

尾藤 廣喜

当番弁護士とは

京都弁護士会で、この三月一日から、「当番弁護士制度」が発足しました。この制度は、逮捕されたり、勾留されたりした時に、面会して欲しいという連絡を弁護士会にすれば、連絡のあり次第弁護士が面会にかけつけるといふ制度です。

そのために、土曜、日祝日を問わず、連日交替で弁護士が待機しています。連絡の方法は、専用電話（〇七五―二二二―〇〇一〇、フイニ・トールバン）に二四時間いつでも連絡できるといふ態勢をとっています。この電話を受けた弁護士は、速やかに逮捕・勾留さ

れている人に面会し、黙秘権（自分の意思に反して、供述することを強制されない権利）があることなど、逮捕・勾留されている人の重要な権利を説明します。そして、刑事手続きの流れや、その他の不安・疑問に答えることになっています。また、この面会の費用は、無料となっています。

なぜこの制度があるのか

現在、刑事裁判では、検察官による起訴（裁判にかけられること）があれば、弁護士を依頼する費用が負担できない人に対し、国で弁護人をつける国選弁護人の制度があります。しかし、

刑事事件の実態、よく問題となる冤罪（無実の罪）事件の場合は多くは、起訴前に罪を犯していないのに白してしまったり、警察官の言われるまま調書が作られてしまったりしたことによるものが多いのです。ですから、起訴される前の段階で、弁護士と面会し、弁護士の助言を受けることをまず制度的に保障しなければ、冤罪を防止することはとてもできません。

当番弁護士制度は、将来は、起訴前弁護を国の制度として保障すること（Ⅱ国選化）をめざすものです。

浮び上った人権課題

制度発足以来、この制度を活用する人は着実に増えており、この七月末までに、六九件の相談があり、このうち、三三件は、面会に行った弁護士が受任して、弁護人になっていきます。そして、この制度を運用

する中で、さまざまな「人権」問題の状況が明らかになってきました。

第一に、弁護士の接見交通権が未だ不十分なことです。遠縁の者からの連絡をうけ、面会に行った弁護士が、検察官によって、「本人の弁護士依頼の意思が確認できない。」という理由で面会を拒否された事例があります。また、聴覚障害者の手話通訳者を弁護士の接見の補助者として認めるかどうか争いとなった事例すらあります。

弁護士の接見交通権という刑事保障の最も基本的な部分ですら、まだまだ不十分なままなのです。

第二には、外国人の弁護権の保障の問題です。最近京都でも外国人の在留者が増えており、外国人が逮捕勾留されるケースも少なくありません。

このようなケースについては、通訳者の同行協力が必要です。ところが、この

場合の費用を誰がどう負担するかという問題があります。後に述べる法律扶助が利用できるケースですと、この制度で負担してもえるのですが、この制度が利用できなかったケースについては、弁護士会が通訳料を持ち出し負担する外ありません。また、各外国語にあわせて通訳者を確保すること自体も容易ではありません。外国人の人権保障のための何らかの資金的な手当てや、学生、ボランティア団体等からの通訳者確保のための協力も切実に求められています。

このほかにも、貧困のために弁護士に弁護を依頼できない人については、法律扶助協会が弁護士費用を立替えてくれる法律扶助制度がありますが、充実した制度運用のためには、扶助協会の財政基盤をもっと強める必要があります。

「はじめまして」

杉本孝子

皆様、はじめまして。これまで「かもがわ」は愛読者の立場でしたが、この春から事務所に所属し、書く方の立場となりました。中に入って思いますに、事務所全体の、仕事に対する誠実さと和気あいあいとした暖かい雰囲気は、「かもがわ」から伺われたものと全く同じでありました。ただ、アカデミックな面は、どうやら思っていた以上のようです。

自己紹介を少しばかりさせていただきますが、昨春丁度それまでの人生の半分の二四年間従事した裁判官から弁護士に転業いたしました。そして、京都桃山

(大阪地裁時代の官舎の所在地)にできた地縁の関係で、洛南の地宇治に落ち着きました。全国七か所の裁判所を同業であった夫と共に巡り、私は、民事事件を中心に、家事・少年事件、そして刑事事件も少々担当して参りました。

仕事を通し、限られてはいますが、世の中の色々な人達や社会の姿を観ることができ、その中から、さまざまな人生観・社会観を教えられたことは、とても貴重な体験でありました。さらに、事件関係者をはじめ職場や地域の人達とかけがえのない出逢いを重ねられ、今でも多くの方々と交流し合えることは、生きていく

日々をより豊かで暖かいものにしてくれました。また、究極的には「人間」に関わる裁判に、周囲の暖かい理解のおかげで、妻や母の立場にありながら関与できたことの意味も、大きかったのではないかと考えております。

ただ、裁判官は、止むなく制約された世界の中で住むこととなり、仕事に関しても、既に準備されたものを判断するという立場でありました。現在、さまざまな制約から解かれて、弁護士として、直接依頼者の方々から生のままの状態で相談を受け、共に方針を検討し、準備を重ね、そして動き出していく作業をしていることが、とても新鮮に感じられます。法壇の上からではなく、膝をまじえて共に泣き、共に笑える在野法曹の道に対し、大きな期待を抱いております。きつとまた、これまで以上に多くの大切なことを学んでいくことで

しょう。

ところで、私は、かねて裁判に携わるなかで、もっと人間理解を深めたいと思っ

て参りました。昨年四月から、京都大学で臨床心理学の研究生として、若い学部生と共に基礎の、大学院生と共に臨床の心理学の勉強をしております。判決では、必ずしも最終的な解決とならない事件や最も妥当な解決といえるか疑問のあるケースもあります。ましてや家事・少年事件などを考えると、法的な解決の他に(前に)、もっと心理的な面での援助を必要とするケースも多いのではないかと考えております。そのほんの一例として、例えば、これまで数え切れない程多くの夫婦が、裁判所で、私の眼前で別れていきました。つい先程まで父親の膝にいた子供が母親の手に引かれて裁判所を去っていく後姿に、胸を痛めていたものでした。

ここまで深刻な事態になる前に、何とかならないものは是非関与したい、といったことなどです。

実にさまざまな問題を前に、最も適切な解決や在り方に向けて、誠心誠意仕事に立ち向かっている事務所の人達の姿を目の当たりにしながら、私も及ばずながら参加したい、と思っております。そして、新しい勉強もふまえた私なりの在野法曹像をも追究したい、と夢みている次第です。

今後の皆様方からのご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

(以上)



シアトル探訪



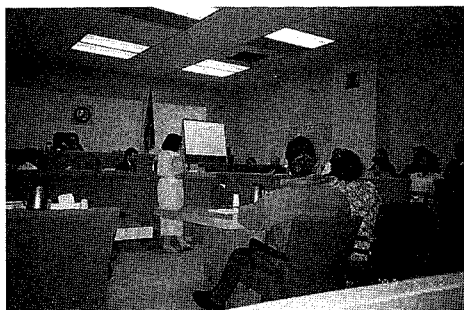
山崎 浩一

とまのことは、当事務所報6号でも紹介しましたが、今回は裁判フォーラムの会員五名(弁護士二名、市民二名、裁判所書記官一名)とのにぎやかな訪米となりました。

刑事陪審裁判

シアトルは、アメリカ合衆国の北西、ワシントン州にあり、カナダとの国境の近くの都市です。太平洋に面し、湖と森の豊かなところも美しい港町です。ボーイング社の本社のあるところといえ、思いあたる人もいるのではないのでしょうか。

当事務所と交流のあるマリリン・バーガー教授のお世話で、そのシアトルに六月二日から二八日まで滞在し、裁判制度を見てきました。三年前に単身でニューヨーク・ボストンに行った



七月二日(月)午前八時に州裁判所に行き、陪審員候補者集合室を見学。陪審員として呼び出された市民が大勢集まっていました。この室で陪審員の役割の説明などを受け、自分が行く法廷からの呼出までここで待つことになるのです。

九時からは、詐欺事件の法廷に行き、その事件を担当する陪審員を選定する手続きを傍聴しました。裁判官からは許可を得ていましたのでこの様子は、その後の審理も含め全てをビデオに撮ることができました。

この事件は、当座預金の残高が少ないのに、高額の家具を購入し、小切手を切ったという罪で起訴された事件でした。

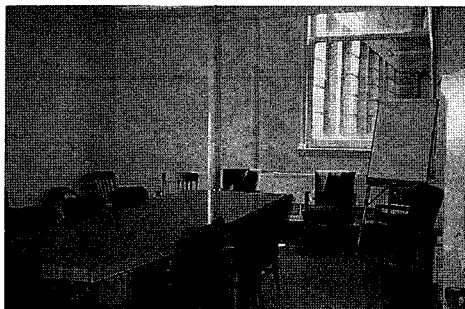
担当検事も弁護人も女性で、聞くところでは州の法律家の半数近くが女性だということです。

▲陪審員選定のための質問をする女性検察官(手前が被告人と弁護士)

裁判フォーラム アメリカ調査日程

6月22日 MON	6月23日 TUE	6月24日 WED	6月25日 THU	6月26日 FRI
7:30 レタ嬢とロビーで待ち合わせ				
8:00 King County 裁判所陪審員候補者控室にてオリエンテーション見学			8:30 連邦地方裁判所判事と懇談	8:30 チャン判事との懇談
9:00 サリバン判事の刑事陪審法廷の傍聴(陪審員選定)	9:00 サリバン判事の法廷傍聴 証人尋問 最終弁論 評議開始 10:30 陪審官に質問 11:00 評決(有罪) 11:20 公設弁護人事務所 12:20 昼食	9:00 シアトル市法律事務所訪問 同検察部長との懇談 10:00 11:20 シアトル市裁判所傍聴 13:00 上訴公設弁護人事務所訪問 アイリーン・田辺弁護士 13:30 昼食	9:10 アレイメント手続き見学 10:00 費刑手続き 10:45 大陪審レポート立会い 11:30 昼食	9:00 陪審員インタビュー 11:00 シアトル発
12:00 昼食	13:00 サリバン判事と懇談	13:00 上訴公設弁護人事務所訪問 アイリーン・田辺弁護士 13:30 昼食	13:15 連邦地方裁判所若止命令事件の審理(口頭弁論)	
13:30 審理開始 冒頭陳述 証人尋問	14:00 郡検察官との懇談	14:00 田辺夫妻、アイリーン弁護士と観光	16:00 ファスター・ペーパー&シェフルマン法律事務所見学と同訴訟専門弁護士との懇談(ADRとテ、メール)	
16:00 ベックマン判事の法廷傍聴(量刑)と懇談	16:20 プロジェクトサウンドロースクール見学			
17:20 Asian Bar Associationとの懇談	17:00 同法学部長宅			
18:30 田辺氏宅にて夕食	18:00 同ロースクール教授連との懇談兼ディナー	19:00 バーガー教授とディナー	18:00 ドック見学 19:30 バーガー教授とディナー 22:30 ホテル着	
22:30 ホテル着	22:30 ホテル着	22:30 ホテル着		

午前中に陪審員の選定が終わり、午後には家具店の店員と警官の尋問が行なわれました。翌日の証人尋問の後、最終弁論が行われました。被告人は、犯人は自分ではないと争いましたがわずか三〇分間の評議の後有罪の評決が下されました。後に陪審員を努めた二人の市民に陪審員制度の感想を尋ねたところ、裁判のしくみが良くわかり、良い制度だと思ふということでした。



陪審員の評議室

ちょうどロス暴動の直後だったので、陪審制度に対する市民の評価は悪くなっているのではないかと推測していましたが、陪審制度そのものを否定する意見は聞かれませんでした。

何にしても、毎日数百人の陪審員が裁判所に来て、裁判に携わるといことが日本の裁判と質的に異なる裁判を見ているような気がしました。

公設弁護人事務所訪問



公設弁護人事務所での懇談

また、公設弁護人事務所も印象に残るところでした。俳優のエディー・マーフィーそっくりの弁護士が、概要を説明してくれましたが、貧困者が、弁護士費用をまったく支払わないで、弁護士を依頼できるしくみになっていました。事務所の維持費、訴訟経費は、裁判所が支払い、弁護士は事務所から給料をもらうということでした。

ただ、最近の若い弁護士はこういう事務所に入りた



連邦裁判所の傍聴席(絵がかけられていることに注目)



▲フォスター法律事務所
の法廷弁護士達との懇談

るとのことでした。

市民の状況に応じて様々な法的サービスが分化して用意されていることは参考になりました。

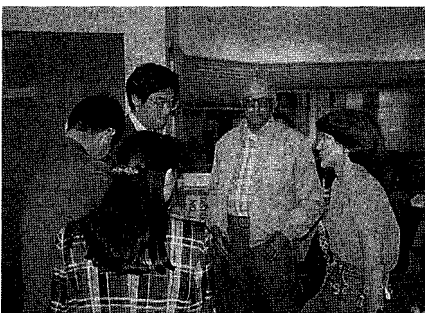
同行した市民の人は、法廷に絵がかけられていることやどの裁判官も気さくで親切なことがとても印象に残ったようでした。

外国の制度を見ると、当たり前と思っている日本の制度を考え直させられます。

大ローファーム訪問

がらないのではと質問すると、逆に今年も応募が募集を随分上回っているということでした。

これと対照的なのが、大法律事務所でした。この事務所には、一五〇人も弁護士がいて、大企業の仕事をこなしています。訴訟専門弁護士と、民事訴訟手続きについて話し合いましたが、様々な紛争解決手続きのチャンネルを依頼者に提供することに意を払って



陪審員へのインタビュー

かもがわ講座

暴力団対策法と市民

この三月一日から、いわゆる暴力団対策法が施行されたことは、マスコミ等を通じてご承知のことと思います。

最近の暴力団の大口では、地上げや寄付の強要、債権取立てなどで、刑事事件にはならないよう巧妙に市民生活に関与してくる「民事介入暴力（ミンボー）」が多くなってきました。

今回の新法は、このような暴力団による反社会的な行為を規制することが目的です。都道府県の公安委員会が指定する暴力団の構成員が対象とされており、金品等の不当な要求に対しては、中止命令を出して、命令違反に対しては、罰則を課すことになっています。

また、警察や暴力追放連

動推進センターが、被害回復や防止のための援助を行うほか、暴力団の脱退妨害や少年の加入を禁止する内容も盛り込まれています。弁護士会では、現在、このような民事事件に対応するために、民事介入暴力被害相談を毎日受付けており、その費用は無料となっております。

ここでは、不正、不法な暴力に対して、複数の弁護士が相談に乗り対応する態勢がとられています。民事介入暴力に対しては、泣寝入りすることなく毅然と対応し、近くの警察や弁護士会にすみやかに相談することが何よりも大切です。

また、最近大ヒット中の「ミンボーの女」（伊丹十三監督 東宝）は、わかりやすく民事事件への対応方法を描いておりますので、一度ご覧下さい。